

オ ー ク シ ョ ン
規 約 ・ 運 営 細 則

沖繩県中古自動車販売商工組合

沖中販オークション運営細則

第1章総則

第1条 目 的

この細則は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下、中商連という）が定めた中商連オートオークション規約（以下、中商連規約という）及び中商連運営規定という）にのっとり、九連協各県中古自動車販売商工組合（以下、商組という）が主催する中古自動車のオークション（以下、商組オークションという）について、その運営の基本的事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車の合理的な流通と中古自動車に対する消費者の信用の向上をはかることを目的とする

第2条 沖中販運営細則

この細則は、九連協運営細則、中商連規約及び中商連運営規定に基づくものとする

第3条 商組オークションで適用される運営細則

- 1、組オークションでは、この細則及び中商連規約及び中商連運営規定がオークションに参加する者全員に適用される
- 2、の細則と中商連規約及び中商連運営規定が抵触するときは、中商連規約及び中商連運営規定が商組細則で別の定めをすることができると定めている場合を除き、中商連規定及び中商連運営規定が優先する

第4条 定 義

この細則においては、中商連オートオークション規約（以下、中商連規約という）及び中商連オートオークション運営規定（以下、中商連運営規定という）で用いられた用語はそのままの意義で用い、それ以外の次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

(1)「改造車」

第22条6項(1)に掲げるいずれかに変更が加えられたもの、その他これに類する自動車をいう

(2)「修復歴車」

第22条2項に掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいう

(3)「冠水車」

水没等により、エンジン、デフ、ミッション、電気系統等に水害を受けた自動車をいう

(4)「保証書」

メーカー発行新車時の事、及び保証継承可能なものをいう

(5)「記録簿」

2年点検記録簿(前回車検時のもの)の事をいう。但し、新規登録で未車検の場合は12ヶ月点検記録簿の事をいう

(6)「フル装備」

パワーステ、パワーウィンドウが付いているもの

第5条 取引方法

JU 沖縄オートオークションにおける売買契約取引は、ポス&コンピュータ - システム及び映像システム等を使用し競売方式によって行うものとする。参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない

第6条 運営上の免責

JU 沖縄オークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測な事態により運営ができない場合には、これによる損害については、JU 沖縄はその賠償責任を負わないものとする

第7条 天災等による車両損害

JU 沖縄に搬入された車両について天災(地震、台風、水害、雹害等)及び、その他 JU 沖縄の責に帰することのできない事由によって車両に損害が生じた場合には、JU 沖縄は損害賠償の責任を負わないものとする

第8条 参加資格

1. 商組オークションに参加できるものは次に掲げる者に限る
 - (1) 古物許可書持参者で、このオークション規約を遵守する者
 - (2) 沖中販運営細則によるメンバー登録をしている者
 - (3) メンバー以外の者で当商組が特に商組オークションへ参加を承認した者(以下、特別参加者)
2. オークションに参加する者は、メンバーカード又は特別参加者カードを携行し、当商組にこれを提示しなければならない

第9条 メンバー登録の手続き

- 1、メンバー登録、更新申請はメンバーとなろうとする者、更新を希望する者が九連協各県中古自動車販売商工組合（以下、商組という）に日本中古自動車販売商工組合（以下、中商連という）所定の登録申請書を提出して行う
- 2、九連協各県中古自動車販売協会（以下、各県中販という）の会員は当商組の組合員でなくても、当商組の承認があれば当商組を通じて中商連規約によるメンバー登録の申請をすることができる
- 3、当商組は、前2項の登録申請者について、この運営細則の第37条1項に掲げる事由の有無を調査し、登録の可否についての意見を九連協に進達する
- 4、メンバー登録時、オーナー及びオークション入場に必要に従業員の写真2枚を提出し、メンバー登録を行うこと セリ参加時にはメンバー証を必ず着用の上参加すること
- 5、従業員退職による登録証の回収は発行請求者（事業主）によって行い、各県商組に返納すること。未返納によるトラブルの発生は全て発行請求者（事業主）にかかるとする
- 6、紛失による登録証の再発行は各県商組に対し、再発行によるトラブル発生の責任の確認書を提出し再発行を行う
- 7、商組は、前項の登録申請書が提出されたときは、登録の可否についての意見を中商連に進達する
- 8、メンバーは、商号、住所を変更したときは、商組を通じて中商連に届けなければならない

第10条 登録料、更新料

- 1、メンバー登録の申請者及びメンバー登録の更新申請者は、登録申請書又は更新申請書を提出する際所属商組を通じて中商連に登録料または更新料を納付しなければならない
- 2、料及び更新料の額は中商連の流通委員会の答申に基づき中商連理事長が定め
- 3、登録料及び更新料は、メンバー登録又はメンバー登録の更新がされた後は変換しない

第11条 メンバーが2年ごとに行うメンバー登録の更新についても九連協運営細則第6条3項を準用する

第12条 メンバー

- 1、メンバーは商組が主催するオークションに参加するときは中商連より発行されたメンバーカードを常に携帯し、当商組が求めたときはこれを提示しなければならない（当該商組メンバーカードを提示しないメンバーについて商組オークションへの参加を拒否することができる）
- 2、中商連オークション規約第5条によってメンバー登録した者が、メンバー登録を抹消された場合ただちに、当該商組を通じて中商連にメンバーカードを返還しなければならない

第13条 特別参加者の承認

第8条1項(3)号の特別参加者になれるのは次のいずれかに該当するものとする。

- 当商組の組合員又は中販の会員（メンバーでない者）
- 県自動車販売店協会に加入している中古自動車販売業者
- 県内に本店を置く中古自動車販売業者
- 他の都道府県に販売店を置く中古自動車販売業者であって、本店所在地の中古自動車販売商工組合または同協会に加入している者（メンバーでない者）
- もしくはそのオークションで特別参加者となっている者

第14条 特別参加者の登録手続き

- 1、中商連オートオークション運営規定第5条の特別参加者の登録申請並びに更新申請は特別参加者になろうとする者または更新を希望とするものが商組所定の登録申請を当該商組に提出して行う
- 2、当該商組は特別参加者としての登録及び更新を認めるのが相当と判断したときは、特別参加者要録名簿に申請者名を搭載し、その旨を申請者に通知する
- 3、特別参加者は商号、住所を変更したときは当該商組に届けでなければならない

第15条 特別参加者の登録料、更新料

- 1、特別参加者登録の申請者及び更新申請者は、登録申請書または更新申請書を提出する際、登録料または更新料を当該商組に納付しなければならない
- 2、登録料及び更新料の額は当該商組の流通委員会の答申に基づき商組理事長が定める
- 3、登録料および更新料は特別参加者登録または登録の更新がされた後は変換しない

第16条 特別参加者カードの発行

- 1、当該商組は特別参加者に対して特別参加者カードを発行する
- 2、特別参加者カードは有料とする
- 3、特別参加者は、当該商組オークションに参加するときは常に特別参加者カードを携行し、当該商組が求めたときはこれを提示しなければならない。(商組は特別参加者カードを提示しない特別参加者の商組オークションへの参加を拒否することができる)
- 4、特別参加者登録を抹消された者は、ただちに、特別参加者カードを当該商組に返還しなければならない

第17条 メンバー登録の抹消及び特別参加者の取り消し

- 1、特別参加者について次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当商組はその者の承認を取り消すことができる
 - 九連協運営細則第34条2項2号に該当したとき
 - 倒産したとき
 - 中商連オートオークションの運営を著しく妨げる行為をしたとき
 - 当商組または中販を脱退し、または除名されたとき
 - その商組または協会員でなくなったとき、もしくはその地区のオークションの特別参加者の資格を失ったとき
- 2、前略(1)号から(6)号までの事由によってメンバー登録の抹消及び特別参加者の承認の取り消しについては、当該商組理事会の承認を経るものとする

第2章オークション

第18条 参加手続き

- 1、メンバー及び特別参加者は、商組オークションに参加するにあたっては開催オークションごとに別表 1,1 に掲げる参加手続きを完了しなければならない
- 2、商組オークションに参加しようとするメンバー及び特別参加者は、第1回目の参加の前に別表 1,2 に定める手続きを完了しなければならない

第19条 出品手続き

- 1、出品は、別表 に掲げる手続きにより行う
- 2、出品者は、前項の手続きの際出品料を主催商組に納付する
- 3、出品者は、主催商組が相当と認めない限り、出品手続きを取り消すことができない

第20条 出品自動車の条件

- 1、出品自動車は、別表 に掲げる基準を満たすものとする
- 2、当商組は前項に定めた条件及び基準を満たさない自動車であっても相当と判断したときは出品を認めることができる

第21条 出品自動車への付属品添付

原則として、出品自動車には正常に使用できる付属品が添付されていないとしない

- 1、スペアタイヤ（正常に使用できる状態のもの）
- 2、工具（ホイールはずしに必要なクリップレンチをつけることを条件とする）
- 3、ジャッキ（正常に使用できる状態であること）

スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキが欠品の場合下記の代金を徴収する
但し、欠品の申告をした場合にはその限りでない

(1) スペアタイヤ

- | | |
|------------------|---------|
| a.軽自動車 | 4,000 円 |
| b.普通車 | 6,000 円 |
| c.トラック及び外車、バスは実費 | |

(2) クリップレンチは一律 2,000 円

(3) ジャッキ

- | | |
|------------------|---------|
| a.軽自動車 | 3,000 円 |
| b.普通車 | 5,000 円 |
| c.トラック及び外車、バスは実費 | |

第22条 出品申込書の記入

- 1、出品者は、出品申込書に沖中販運営規則第18条に定められた事項をもれなく、かつ正確に記載しなくてはならない
- 2、出品者は、出品自動車の走行メーターの距離の表示に疑義があるときは、走行距離記入欄に「#」、「\$」、「*」のどちらかを記入しなくてはならない
- 3、出品申込書に嘘偽記入または記入の誤りがあったときは、主催商組は、事案の内容に応じて沖中販運営細則第37条のペナルティを出品者に課す

第23条 出品自動車の評価基準

- 1、当商組の検査員が行う出品自動車の検査、評価点の基準は次のとおりとする
- | | |
|----------|--|
| S 点の基準 | 初年度登録後 12 ヶ月以内(登録月を含む)走行キロ数が 10,000km 以内の基準を満たしている車両。 |
| 6 点の基準 | 初年度登録後 36 ヶ月以内(登録月を含む)走行キロ数が 30,000km 以内の基準を満たしている車両。傷凹等があっても加修対象とならないもの。 |
| 5 点の基準 | 走行キロ数が 50,000km 以内のもの。内外装に補修跡があっても状態が良く範囲の小さいもの。傷凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの。 |
| 4.5 点の基準 | 走行キロ数が 100,000km 以内のもの。内外装に補修跡があっても範囲が大きくなり、傷凹等があっても多少の加修で済むもの。 |
| 4 点の基準 | 走行キロ数が 150,000km 以内のもの。内外装に補修跡があっても状態が良好なもの。傷凹、錆等の加修が必要なもの。ボルト止め部品の交換が少々あるが状態が良好なもの。 |
| 3.5 点の基準 | 内外装の補修跡が多少雑な状態のもの。傷凹、錆等加修の必要な箇所が若干あるもの。ボルト止め部品の交換が若干目立つが状態が良いもの。 |
| 3 点の基準 | 内外装に補修跡が雑なもの。傷凹、錆等の加修仕上げを要するもの。 |
| 2 点の基準 | 内外装に補修跡が雑で再仕上げを要するもの。加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。上記 3 点評価を上回る減点要因のあるもの。 |
| 1 点の基準 | 冠水車、消火剤散布跡車。(内外装評価は付けず × × を記入する) |
| R 点の基準 | 修復車、未修復車。 |
| ブランクの基準 | 粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車。 |

- 2、検査員は次の各号のいずれかに該当する自動車については前項の評価点は付さず該当箇所に修復歴車「R」と表示する

クロスメンバー（フロント、リヤ）が交換されているもの、曲がり、凹み又はその修理跡があるもの

サイドメンバー（フロント、リヤ）「フロントはコアサポートより後ろに位置する部分のみ」が交換されているもの、曲がり、凹み又はその修理跡があるもの

インサイドパネル（フロント、コアサポートより後ろに位置する部分のみ）
ダッシュパネルが交換されているもの、外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの

ピラー（フロント、センター、リヤ）が交換されているもの、スポット打ち直しがあるもの、外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの

ルーフが交換されているもの、ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの

センターフロアパネル、フロアサイドメンバーが交換されているもの、パネル接合部にはがれ又は修理跡があるもの、破れ（亀裂）があるもの、外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの
リヤフロア（トランクフロア）が交換されているもの、パネル接合部にはがれ又は修理跡があるもの、破れ（亀裂）があるもの、外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの

ラジエータコアサポートが交換されており、かつコアサポートと隣接するインサイドパネルに凹み、クロスメンバーに曲がり、凹み、サイドメンバーに曲がり、凹み又はその修理跡があるもの

- 3、検査員は、出品自動車の走行距離の表示に疑義があり、出品申し込み書にその旨の記載が無い自動車については、走行記入欄に「#」マークを記入する。又ディーラー物、並行物の別も記入する
- 4、外車の場合、年式は初年度登録年を記入し、特記欄に該当年（製造年）を記入する
またディーラー物、並行物の別も記入する
- 5、粗悪車（例、多大な加修費用を要する事故現状車）については、評価点は標記せず
ブランク（空欄）とする
常識的判断による粗悪な車両（商品価値の認められないもの、腐食のひどい物）は出品停止とする（流通委員会で判断）クレーム期間は5日以内

6、下記の車両は上場停止とする

(1)「改造車」

改造申請許可済みの車は必ず「許可済み」と記入の上出品の事、許可の無い車の出品によるクレームの発生は全て出品者の責任に帰す(基本的な車体構造を変更して、許可の無い車)次のア～クのいずれかに変更を加えた自動車をいう

(ア) 車体番号

(イ) 原動機の型式(エンジンの乗せ換え)

(ウ) 排気量(ボアアップ)

(エ) 定員(シート数の変更)

(オ) 重量(バンパーの取り替え)

(カ) 長さ(ロングノーズ、その他)

(キ) 高さ(車高落とし、上げ)

(ク) その他、所轄官庁の許可する改造

(2)「接合車」(通称ニコイチ)の出品は、申告があっても上場停止

7、下記の車両は各表示をして評価点を付ける

フロア(床部分)の単純打ち上げ車両

フレーム等、基本的な車体構造まで至って入る場合は修復歴とする

スペアハウスの単純打ち上げ車両

トランクフロア等、その周辺にまで至って入る場合は修復歴とする

ボディからはみだしたタイヤを装着した車両

ハンドル、キャブレター、エアクリナー、ターボ、タイヤ、バンパー、ショック、ラリー仕様等の規格外品装着車

第24条 指し値

- 出品者は、出品自動車について最低落札希望価格(指し値)を指定する事ができる
但し、競り人(オークション)には 10000 円以内の調整権限を与えるものとする
- 指し値は、出品と同時に出品申込書にその旨を記載して、または当該自動車のオークション開始迄に別表 に掲げる方法により、出品者が主催商組に申し出て行う
指し値の届出続き
主催商組所定の用紙に記載の上価格調整員に提出する
号の提出時間は、主催商工組合の実情に応じ細則を定める
により指し値の指定をした後は、原則として変更はできないものとする
- 指し値の指定があっても、出品者が主催商組指定の場所に不在の場合に限り 30000 円の範囲内で競り人(オークション)は指し値以下の価格で落札のコールができるものとする

第25条 落札の決定

- 1、手競りの場合、競り人（オークションニア）が落札をコールしたとき落札が決定する
- 2、機械競りの場合、最高応札者が落札確認ボタンを押したとき落札が決定する

第26条 落札手続き

- 1、落札者は、オークション当日の主催商組が定める時間内に主催商組に落札代金の決済方法（現金または銀行振込で決済するか、もしくはオークションローンによって決済するか）の届出をし、かつ、オークションローンによって決済をする場合は、同時にその手続きを完了しなければならない。小切手は原則として認めない
- 2、前項の時間内に落札代金決済方法の届出またはオークションローンの手続きを完了しない落札者の決済代金は、全て自己資金による現金一時払いとして取り扱い後日の変更を認めない
- 3、落札者は、中商連規約第 13 条によってオークション当日に落札自動車の引渡しを受ける事が出来る場合には、別表 に掲げる手続きを完了した上主催商組から落札自動車を引き取るものとする

第27条 出品者の書類の決済

- 1、出品者は、沖中販運営細則第 25 条の落札手続きが完了した自動車について、落札自動車の書類を開催日より 8 日以内に当商組に提出する
- 2、商工組合は開催毎の代金金額領収後、落札車両の書類を可及的速やかに落札者に送付しなければならない
- 3、前項の書類に添付される現登録名義人の印鑑証明書等は、次の条件を満たすものとする
委任状及び印鑑証明書は、オークション開催日の翌月末迄の有効期限を有するものとする。但し 20 日以上有効期限で申告のあった物についてはその限りでない
印鑑証明書はオークション開催日から遡って 3 ヶ月以内に発行されたものとする
車検付車両は自賠責保険と自賠責承認請求書付とする。但し、自賠責承認請求書については申告をすればその限りでない
車検切れでナンバー付き車及び開催日より翌月末車検が切れる車は納税証明書を添付すること

第28条 落札者への書類の送付

- 1、当商組から落札者への書類の送付は落札者がメンバー登録上で、または特別参加者の申請の際届け出た住所宛に発送すればたりるものとする
- 2、車輛渡しに必要な書類は一開催毎の代金金額領収後、可及的すみやかに主催商工組合より送付するものとする

第29条 登録名義の変更

- 1、落札者は、落札自動車について登録名義の変更又は抹消登録がされたときは、速やかにその登録証の写しを当該商組に送付する（登録後 7 日以内）
- 2、落札者に交付された印鑑証明書、委任状等の使用有効期限が経過した場合、落札者は主催商組にその再交付を求めることは出来ず、自己の費用と責任によって落札自動車の登録名義の変更または抹消登録をしなければならない。但し、この場合でも落札者は主催商組を介して事態の解決を図るように努めるものとする

第30条 自動車税の取り扱い

- 1、中商連オートオークション規約により、落札された自動車が車検付きの場合、当該自動車の年度末までの自動車税未経過相当額は、オークション開催当月までは出品店、翌月からは落札店の負担となります。当会場では、オークション開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店からお預かりし（3月開催分は翌年度（12か月分）次のように清算します

2、預かり金の清算方法

移転登録の場合

原則として預かり金を全額出品店へ清算します。但し、3月開催 AA で同月内名変の場合は落札店に全額返金します

抹消登録の場合

抹消登録が AA 開催月の場合は預かり金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預かり金の内 1 カ月分の自動車税相当額を出品店に、それ以降については返金いたしません

落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合
期限内であれば返金し、期限外であれば返金しない

3、納税証明書の取り扱い

納税証明書は、納税されていることを証するものとして譲渡関係書類に添付されるべきですが、実際に必要なのは継続検査を受ける時に限られます

当会場では、オークション開催月の翌月内に車検がきれる車輛については、従来通り必要書類とし、提出が無い場合には不備書類扱いとします 尚、AA 開催同一年度内に車検が切れる車輛については、落札店から申し出があった場合には、出品店にて継続検査用納税証明書を用意していただきます 出品点は請求があった日から7日以内に提出して頂くものとする 提出が無い場合にはペナルティ扱いとする

4、非課税車輛の取り扱い

非課税車輛は出品店の申告義務とする 事前の申告があった場合には清算は行いません 申告が無く落札者が名変後に月割の自動車税を徴収された場合は、その実費を出品者が負担するものとする

5、自動車税還付請求権譲渡通知書について

当会場では、自動車税還付請求権譲渡通知書はお取り扱い致しません。出品店にて保管していただきますようお願い致します。

6、軽自動車の出品は税金を含むものとする 但し、3月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税と県内ナンバーの自動車税については落札者の負担とする

第31条 流札車の引き取り

- 1、出品者は、当該オークション期日の終了と同時に、オークションで落札されなかった出品自動車を自己の費用で翌週の火曜日の午前中までに引き取るものとする。引き取りができない車輛については次回のオークションへ自動的に出品とする 出品された車輛については引き取りはできないものとする やむを得ず出品車輛を引き取る場合には主催者組の了解を得出品料を払うものとする

第32条 主催者組の業務の免除

- 1、主催者組は、中商連運営規程18条により、時間経過後にオークション場に残された自動車の保管及び引渡し業務を免れる
- 2、主催者組は、中商連運営規程第15条に従って書類を発送したときは、以後、書類保管および引渡し業務を免れる

第33条 手数料の決定と改定

- 1、出品料、成約料および落札料の額は別表 に掲げるとおりとする
- 2、当商組は出品料、成約料および落札料の額を適宜改定できるものとする 但し、その場合はオークション参加者に改定する日の1ヶ月前に明示すること

第3章クレーム処理

第34条 クレーム申立て期間

- 1、クレーム申し立て期間は別表 のとおりとする
- 2、盗難車であることを理由とするクレームの期間は前項に関わらず無期限とする
- 3、別表 のクレーム申立て期間は特別に定める場合を除き5日間とする 申立て期間の期間計算には落札日当日を参入する。又、期間中の日曜日および祝祭日も計算に含まれるものとする

第35条 クレーム申立ての方式

- 1、クレーム申立ては、申立て人が主催商組に口頭で、または書面を提出して行う。但し、主催商組は申立人に申立て理由を説明する書面の提出及び落札自動車の提示を命ずることができる

第36条 クレームに対する裁定

- 1、クレームについては流通委員会の裁定に従うものとする
- 2、第34条のクレーム申立てを受けた主催商組は、落札自動車の状態が出品申込書の記載と相違している事が判明した場合、クレームは理由あるものとして主催商組が裁定を下す
- 3、前項の規定の内容は、おおむね中商連運営規程第22条2項の基準および別表 に掲げるとおりとする

クレーム裁定の基準（中商連運営規程第22条2項）

（1）申立て却下

クレーム理由が存在しないとき

クレーム申立て期間が経過しているとき

（2）売買契約の解約

次の a～e のいずれかの事由があるか、その疑いが強いにもかかわらずその旨が出品申込書の所定欄に明記されていない場合

- a. 実際の走行距離と走行メーターの走行距離の表示との不一致
- b. 出品申込書に記載された年式、型式と車検証の表示との不一致
- c. 「冠水車」、「改造車」または「修復歴車」であること
- d. その他、出品自動車の品質状態を故意に偽って出品申込書に表示した場合
- e. 3項により減額すべき落札代金の合計額が落札代金額の20%をこえる場合

（3）落札代金の減額

次の a～e のいずれかの事由があることによって修理費用を要するか、当該自動

車の価格が落札代金を下回ると認められる場合、その修理費用相当額または価値下落額を落札代金額から減額する

- a. 出品申込書に記載されていない内装、外装のクレーム（ノークレーム）
- b. 年式および型式以外の部分が車検証の表示と一致しない場合
- c. 機関、機構の状態が出品申込書の記載と相違する場合
- d. エアコン等の装備が出品申込書の記載と相違する場合
- e. その他、出品自動車の品質状態が出品申込書の表示と相違する場合

(4) その他の処置

2 項、売買契約の解除の裁定をする場合、あわせて次の金額の全部または一部を落札者に支払うよう出品者に命ずることができる

- a. 落札車の陸送費用
- b. 車輛状態確認の為に要した費用
- c. 加修に要した費用の内社会通念上当然と思われる範囲の金額
- d. 落札者が支払った落札料

2 項、3 項、4 項の裁定をする場合、さらにあわせて落札者に対する謝罪の意思を表示させるのに相当と思われる金額の支払いを命ずることができる

盗難車等の理由で第三者から落札自動車を回収され、もしくはその使用処分が制約されたときは、落札者の正当な損害の金額を賠償するよう、出品者に命ずることができる

第 4 章ペナルティ

第37条 手続き

- 1、主催商組は、オークション参加者に沖中販運営細則、中商連規約又は中商連運営規程に違反する行為があった疑いをもったときは、その者にペナルティを課すかどうかを何時でも審議する事ができる
- 2、主催商組は、前項の審議に際し当該オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。その者が釈明の機会を放棄したときはその限りでない

第38条 ペナルティの裁定

- 1、主催商組は、オークション参加者に中商連運営規程、中商連規約または沖中販運営細則に違反する行為があったと認めたときは、次の(1)～(5)に定めるペナルティを課す
 - (1) 主催商組は沖中販の定める運営細則に違反したオークション参加者に対し、沖中販運営細則第 35 条のクレームとは別に、ペナルティを課すことができる

- (2) ペナルティの種類は次のとおりとする
 - 始末書の提出
 - 警告
 - 戒告（警告 2 回）機関紙にて広報
 - 期間または回数を定めての入場停止（戒告 2 回）機関紙にて広報
 - 無期限の入場停止
 - 制裁金の支払い
 - メンバー登録の申告
- (3) 書類決済が - オークション開催日より 9 日以上遅れた時は、7 日ごとに 5,000 円の延滞料金を課す
- (4) オークション開催日より 15 日を経過しても書類決済が無いときは、車両を返品の上、30,000 円の違約金を徴収し買い手の取引に損害を与えた費用も、流通委員会の裁定により徴収する
- (5) 代金決済がオークション開催日より 11 日以上遅れた時は、7 日ごとに 5,000 円の延滞金を徴収する
- (6) 20 日を経過しても代金決済が無い場合には、流通委員会の裁定により、その車両を没収し、オークションで処分して代金決済をするものとする。ただし、その差額について 20%の延滞金を付して落札者に請求するものとする

第 38 条 ペナルティの公表

- 1、商組は、沖中販運営細則第 37 条 1 項のペナルティを課したときは、ペナルティを受けたメンバー名とペナルティの事由を適当な方法で公表するとともに中商連に遅滞なく通知する
 - 2、中商連は、前項の通知を受けた中で中商連規約第 26 条 2 項 号、号ないし のいずれかのペナルティを課された者について、そのメンバー名とペナルティの事由を適当な方法で全国に公表することができる

第 39 条 改正

この細則の改正は、沖中販流通委員会の会議の決定により行う

第 40 条 施行

この細則の施行は、平成 12 年 8 月 25 日より施行する

別表1 参加手続（沖中販運営細則第17条）

- 1、 開催オークションごとの手続き
主催商工組合実情に応じ細則を定める
- 2、 第1回目の参加前の手続き
主催商工組合実情に応じ細則を定める

別表 出品手続き（沖中販運営細則第18条）

- 1、 出品者は車両搬入前に十分点検し、出品申込書に正確に申告すること
（スタート価格および希望価格は必ず記入すること スタート価格のない出品車両についてはセリに上場しないで出品料は請求する）
- 2、 車両搬入は、主催商工組合の指示に従い定めた出品時間を厳守の上、出品申込書を搬入時に提出する（搬入車のダッシュボードに乗せる事）
- 3、 出品申込書のない車両は出品を受け付けない
- 4、 オークション当日および受け付け時間外の出品は受け付けない
- 5、 搬入車両後の出品取り消しは認めない 特別な事情により出品を取り消す場合も出品料は徴収する
- 6、 車両の引取りはオークション開催翌日の主催商工組合の定める時間までとし、以後保管の責任は、流札車両は出品者に、落札車両は落札者に帰するものとする
- 7、 総て車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者の責任で行うものとする

別表 出品自動車の基準（沖中販運営細則第19条）

中商連運営規程第7条に基づく中商連運営規程別表1の条件を満たす自動車以外で、次の～の基準を満たすものの出品を認める

- 1、 出品自動車は下記の条件を備えていなければならない
自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジン等にトラブルのないこと
車両保安基準に適合し得るものであること
改造車の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること
車検付き自動車の場合は自動車損害賠償責任保険が付されていること
オークション開催日より8日以内に名義変更に必要な書類が決済しうる車両
出品申込書に嘘偽の申告、誤記入、記入漏れがなく正確に記載された車両であること
運営委員が出品が適当であると認めた車両であること
法的、金銭的に抵触事項のない車両であること
運営細則第26条に定める期間内に登録名義の移転または新規登録等の手続等が可能なもの

管轄変更中の車両は出品できないものとする（軽自動車を除く）

別表 指し値の届出手続き（沖中販運営細則第 23 条）

主催商工組合の実情に応じ細則を定める

別表 落札手続（沖中販運営細則第 25 条）

- 1、落札者は車両代金をオークション開催日より 7 日以内に決済しなければならない
- 2、正規の手続を経ない落札車両の取引は認めない
- 3、落札車両のオークション当日における会場内での取引は認めない
- 4、車検付落札車両の委任状の期限は原則として変更できないものとする
- 5、落札車両の名義変更または抹消登録はオークション開催翌月までに行うこと
但し、出品申込書に期限が付されている場合はその限りでない
- 6、車検切れでナンバー付車の抹消、名義変更も開催翌月末までに行う
- 7、名義変更、抹消の登録コピーは登録期限より翌月 7 日以内に事務局へ提出する
- 8、書類差替えの場合には必ず事務局を通じ、保証金とは別に 20000 円のペナルティと損害金（実費）を出品者に支払うものとする
- 9、名義変更をしない悪質者に対しては、オークション入場停止等の沖中販運営細則第 37 条、ペナルティの裁定が適用される
- 10、車両代金の消費税は、車両代金とは別途に消費税（5%）を出品者に支払う
- 11、車両の引渡しはオークション会場とする
- 12、車両の引き取りはオークション開催日翌週の火曜日の午前中までとし、引き取りの無い車両については次回のオークションへ自動的に出品し、出品された車両については引き取りできないものとする
- 13、総て、車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者または落札者の責任で行うものとする

別表 手数料の額（沖中販運営細則第 32 条）

1、手数料の額は下記のとおりとする

オートオークション手数料									
区分 種別	組合員及び特別会員			準会員			出品会員		
	前前日	前日	当日	前前日	前日	当日	前前日	前日	当日
出品料	4000	5000	6000	4000	5000	6000	4000	5000	6000
前回流札	3,000			3,000			3,000		
成約料	5,000			8,000			8,000		
落札料	8,000			10,000					
商談落札	13,000			15,000					

2、記念オークションの手数料は別途定める事ができる

3、オークション手数料の消費税は外税とする（平成 12 年 10 月 6 日より）

別表 クレーム申立て期間（沖中販運営細則第 33 条）

中商連運営規程第 20 条 1 項～2 項に基づく沖中販第 33 条 1 項～2 に規定している申立て事項以外の次の事項に関しては申立て期間を次のとおりとする

〔内 装〕

- 1、スペアタイヤ、ジャッキ、レンチ等のクレームは申告すればノークレームとする
欠品の場合はクレームとする（5 日間）
- 2、シートベルト、ヘッドレストは付いていれば規格外品でもよい。欠品の場合のクレーム
期間は当日限りとする
- 3、ステレオの欠品、未申告、不良の場合のクレームは当日限りとする
- 4、CD プレーヤーの欠品未申告、不良の場合のクレームは当日とする
- 5、シートカバーを着装し、シートが破損、シミ、焦げ等があるクレーム期間は当日
- 6、エアバックの欠品未申告、不良の場合のクレームは 5 日間とする
- 7、悪臭、異臭のクレーム期間は当日とする
- 8、雨漏れのクレーム期間は 5 日間とする（高年式のみ）
- 9、シフトの誤記入のクレームは 5 日間とする

〔外 装〕

- 1、修復車と判明した場合のクレームは 5 日間とする
- 2、フロントガラスのヒビ、割れ等のクレームは当日限りとする
- 3、車高上げ、下げオーバーフェンダーが上場後に判明した場合のクレームは 5 日間
- 4、色替え、色違いのクレームはノークレームとする

〔機 構〕

- 1、エンジン、デフ、ミッションのクレームは5日間とする
- 2、ターボ、スーパーチャージャー（規格外ターボはノークレーム）のクレームは5日間
但し、規格外ターボは申告義務とする
- 3、クラッチのクレームはノークレームとする
- 4、ウォーターポンプのクレームは当日限りとする
- 5、社外マフラーは申告義務とする。申告がない場合にはクレームとする5日間
- 6、A B Sのクレーム期間は5日間とする
- 7、燃料噴射ポンプのクレーム期間は5日間とする

〔電装〕

- 1、エアコン、クーラーの欠品、不良のクレームは5日間とする。但し、クレームはコンプレッサー、エバポレーター、コンデンサーとする
- 2、パワーステ、パワーウィンドウ、リモコンミラーのクレームは5日間とする
- 3、ナビ、テレビの欠品、不良のクレーム期間は当日とする。但し、ナビディスクの欠品は申告義務とする。申告がない場合のクレーム期間は5日間とする
- 4、電動サンルーフ、カーテン、パワーシートのクレーム期間は当日限り
- 5、メーター（デジタル、アナログの故障）の故障は必ず故障の申告を行い、走行距離欄に必ず#、\$、*マークを記入する。記入漏れの場合のクレームは5日間とする
- 6、コンピューターのクレーム期間は5日間とする

別表 クレーム裁定の基準（沖中販運営細則第35条3項）

中商連運営規程第22条2項に基づく中商連運営規程別表 に規定しているクレーム裁定基準以外に次に掲げるクレーム事由の場合の裁定基準を以下に定める

- 1、落札後のクレームは原則として認めない。但し、出品者又は主催商工組合の責任であると、流通委員会が認めたものについてはこの限りでない
- 2、出品申込書に嘘偽の申告、誤記入、記入漏れのある車両については、原則として全て出品者の責任に帰するものとする
- 3、セリ上場前成約は厳禁、セリ上場前に成約していたことが判明した場合、出品停止とし成約は認めない
- 4、検査時に出品申込書が添付されてない車両、ドアロック車は原則として上場しない。出品料と別に迷惑料として5000円を当該商組が徴収する
- 5、バッテリー上がり、ガス欠車と検査委員会が認定したものは、ペナルティとして1000円を当該商組が徴収する
- 6、年式が極端に古い車両、流通委員会が不適当と認めた車両は上場しない
- 7、沖縄登録車両の自賠償の差額は落札社負担とする

- 8、リース車両は自家用車両とみなす
- 9、初年度登録年を年式とする（外車は別とする）
- 10、クレーム処理の低年式とは、新車より6年以上経った車両とする
- 11、クレーム処理の高年式とは、新車より3年以上経った車両とする
- 12、クレーム処理上の当日とは、そのオークションの終了後1時間以内とする
- 13、外車のクレーム処理上の年式は製造年とする
- 14、他AA出品、ユーザー販売された車両についてのクレームはノークレームとする
- 15、修復車、擬修復車の表示のある車両の修復箇所のクレームは一切受け付けない
- 16、他県検査員にクレーム車を確認してもらう場合、最寄の検査員の所へもっていくことを原則とする。オークション開催県より、確認を行った検査員所属県へ3000円支払うこととする。出張確認は5000円とする
- 17、1台の車でクレーム受付は原則として1回限りとする
- 18、標準マフラー及び触媒の不具合は、消耗品とみなしのクレームとする
- 19、前使用者が身障者（自動車税の減免を受けている）の場合、出品者申告義務とする。未申告の場合のクレーム期間は名変期限内とする。又、介護車両の場合も申告義務とする。申告がない場合はオークション開催日より5日間とする
- 20、2人乗り及び形状の改造は出品者の申告義務とする。但し、未申告の場合のクレームはオークション開催日より20日間とする
- 21、保証書、記録簿、リモコンキー、キーレスカード、テレビスイッチ等の付属部品については出品者保管管理責任とし、出品者申告無き場合のクレームは当日限りとする。後日郵送についてはオークション開催日より10日以内とし遅れた場合には10,000円のペナルティを課す
- 22、下記の規格外項目の未申告によるクレームは当日限りとする
ステアリング、キャブレター、エアクリナー、ターボ、インチアップタイヤ、バンパー、ハードサス（ショック固め）、ラリー仕様
- 23、アルミホイールのロック式キーはセンターメック式、ボルト式ともにキー付きを条件とし、キー欠品の場合は実費請求とする。但し、クレーム期間は当日限りとする
- 24、クレーム対象箇所であっても部品代（中古値段）が20000円以下はノークレーム

(その他)

- 1、冠水車のクレーム期間は6ヶ月以内とし、冠水車と確認されたら現車は出品者へ返品し、損害金(実費)を落札者へ支払うものとする
- 2、接合車(通称ニコイチ)と判明した場合は、出品時の修復表示の有無に関わらず、現車は出品者へ返品し、損害金(実費)プラス50,000円のペナルティを落札者へ支払うものとする 但し、クレーム期間は次ぎの車検時までとする
- 3、盗難車であることを理由とするクレーム期間は無期限とし、盗難車と判明されたらその時点で出品者へ返品し、損害金(実費)プラス50,000円を落札者へ支払う
- 4、検査証と合致しないクレーム期間はオークション開催日より30日間とする
- 5、走行距離(現メーター)が10万km経過車両(#、\$、*マーク含む)のクレームはノークレームとする
- 6、低価格車両(落札価格15万円以下)のクレームはノークレームとする
- 7、商談落札のクレームはデフ、ミッションとする
- 8、クレーム申立て後、3日以内にクレーム箇所を報告する。報告がない場合にはノークレームとする
- 9、クレーム車で出品社が修理を行う場合には、落札者が一方的に返品できない 但し、修理期間は7日間とする
- 10、クレームで部品提供(提供期間は10日間)をする場合には工賃は免除とする。但し、県外からの部品提供は20日間とする
- 11、部品提供の交換日数は11日間とする
- 12、オークション出品車両の書類を紛失した場合には、当日キャンセルを参考にして落札者へ支払う
- 13、クレームのついた期限付車両については、出品者で名義変更、又は、抹消等を行い、諸費用については落札者が引き取る場合には出品者へ支払う
- 14、走行距離に疑義のある車両のクレーム期間は180日間とする
- 15、管轄変更中の車両と変更のための有効期限が20日以上ない車両については出品できないものとする
- 16、クレーム解決前に出品者の了解を得ずに整備した場合には、その費用は落札者負担とする
- 17、本土業者・離島のクレーム期間は7日間とし、延長願いの申告については車両到着翌日午後6時までとする
- 18、落札者都合による返品は、出品者の了解を得た上、30000円の違約金と出品者に与えた損害金(陸送代、出品料)を出品者へ支払う 又、出品者都合による場合も同様とする。但し、オークション終了時までには返品を希望した場合には次の条件で認める
50万円以下の車両
違約金30000円+損害金(出品料、陸送代)

50万1千円～100万円以下の車両

違約金 50000 円+損害金（出品料、陸送代）

100万1千円以上の車両

違約金 70000 円+損害金（出品料、陸送代）

19、0 売り切り車の当日キャンセルについては下記のとおりとする

50万円以下の車両

違約金 60000 円+損害金（出品料、陸送代）

50万1千～100万円以下の車両

違約金 100.000 円+損害金（出品料、陸送代）

100万円以上の車両

違約金 140.000 円+損害金（出品料、陸送代）」

実費とは、落札者が負担した陸送代、加修及び修理費用の事で清掃等の軽微なものは含まれない。但し、加修及び修理等の費用については、その状況を勘案して流通委員会で裁定し、クレームをつけた後の費用については対照外とする

走行メーターに関する規程

1、メーター改ざん車「*」

過去の点検記録簿、走行メーター管理システム等によって走行メーターが巻き戻されている事が確認できる車両

出品申込書には判明した改ざん前の走行距離を備考欄等に記入し「改ざん車」と明記した上で、走行距離欄に現走行距離及び「*」のマークを記入する

2、メーター交換車「\$」

認証・指定工場で交換されたことを証する書面があり交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車両

上記の書面にはメーター交換を行った日付、交換前の走行距離の記載があるもの

中古メーターへの交換はその交換時の中古メーター表示走行距離が記載されているもの
出品申込書には備考欄等にメーター交換を行った日付、交換前の走行距離、現走行距離を記載する

出品申込書の備考欄等に「メーター改ざん車」と明記し、走行距離欄には現走行距離と交換前走行距離の合算距離及び「\$」のマークを記入する

3、走行不明車「#」

上記1~2以外でメーター改ざん車ではないが記録などがなく推定出来る根拠のない車両
出品申込書には備考欄等に「走行不明車」と明記し、走行距離欄に現走行距離及び「#」のマークを記入する

4、メーター巻き戻し、又はメーター交換が発覚した場合の処置

出品者は関知せず、その旨の証明ができる場合にはクレーム期間は15日以内とし、原則として解約の上、損害金〔実費〕を課す

出品者が関知していない旨の証明ができない場合には、原則として解約の上、違約金50,000円と損害金（実費）を課す。そして、初回は始末書をとるとともに文書で厳重警告をする。2回目以降は期間又は回数を定めて入場停止とする

出品者がメーター巻き戻し、又は取替えを行いあるいは第三者に指示した場合には、クレーム期間は無期限とし原則として解約の上、50,000円の違約金と損害金（実費）を課す

そして、無期限の入場停止とする

4、実費とは、落札者が負担した陸送代、加修及び修理費用の事で清掃等の軽微なものは含まれない。但し、加修及び修理等の費用については、その状況を勘案して流通委員会で裁定し、クレームをつけた後の費用については対照外とする

付 則

- 1、値引き等金額の折り返いがつかない場合は流通委員会の裁定に従うものとする
- 2、この規定に明記されていない事項については九連協の運営細則、クレーム規定に従うものとする

施行	一部改正	平成 07 年 07 月 21 日
	一部改正	平成 12 年 08 月 25 日
	一部改正	平成 19 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 21 年 01 月 31 日